

## 千葉市環境局行事の共催及び後援に関する基準

第1 この基準は、別に定めるもののほか、本市以外の団体が行う行事にかかわる本市（環境局所管に限る。以下同じ。）の共催及び後援の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義について

- (1) 行事：環境に関する展覧会、講習会、研究会、その他の集会等
- (2) 後援：行事の趣旨に賛同し、その開催を支援すること。
- (3) 共催：行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担すること。

### 第3 後援名義等の使用承認基準等について

- 1 後援名義等の使用を承認することのできる行事は、後援名義等の使用が環境局の施策の推進に寄与すると認められるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。
  - (1) 行事が公序良俗に反するものその他の社会的な非難を受けるおそれのあるものであるとき。
  - (2) 行事が宗教的又は政治的色彩を有しているとき。
  - (3) 行事が私的な利益を目的としているとき。
- 2 市長は、後援名義等の使用承認に当たって行事の実施状況の把握等に必要な条件を付することができる。
- 3 共催又は後援を申請しようとする者は、行事の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努めるものとする。

### 第4 申請手続等について

- 1 共催又は後援を申請しようとする者は、行事の開催前14日までに次の各号を明記の上、申請書を市長に提出するものとする。
  - (1) 行事の名称
  - (2) 主催者・後援者名
  - (3) 行事の趣旨
  - (4) 場所・日程
  - (5) 参加予定者数及び参加の方式
  - (6) ポスター・広告・賞状等
- 2 市長は、前項の申請について、速やかに承認又は不承認を文書で当該申請者に通知するものとする。

### 第5 行事の実績報告について

市長は、必要があると認めるときは、後援する行事の主催者に対し、次の各号を明記した実績報告書の提出を求めることができる。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の場所・日時
- (3) 事業の概要

附 則

この基準は、平成15年5月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。